

公告第 8 号

公示送達書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 17 日

兵庫県東播磨県民局長
(加古川 県 税 事 務 所)

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備考
地方税法第177条の21第6項の規定によりその例によることとされている国税徴収法54条	馬場 和孝	